

ふるさと景観写真コンテスト入賞作品の貸与・利用に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、ふるさと景観写真コンテスト入賞作品の貸与について必要事項を定める。

(手続)

第2条

- ① 作品は貸与を受けて利用するものとする。
- ② 作品の貸与・利用を希望する者は、所定の申請書により、香川県農政水産部農村整備課長(以下課長という)に申請するものとする。

(貸与期間)

第3条 作品の貸与期間は、以下のとおりとする。

作品がパネルの場合 1回(貸与期間は1年以内)

作品がデータの場合 1回または1年以内

2 前項の期間については、申請に基づいて更新することができる。

(転貸等の禁止)

第4条 貸与を受けた者(以下利用者という)は、作品を転貸してはならない。また、データの場合は加工した作品データを他人に貸与その他利用に供してはならない。

(禁止事項)

第5条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- ① 記載された目的以外に使用又は複製すること。
- ② 個人を特定する目的で使用すること。
- ③ 営利目的として使用すること。

(作品の返還等)

第6条 利用者は、貸与された作品パネルの使用が終了したとき、又は貸与期間が終了したときは、速やかに返還するものとする。なお、作品がデータの場合には使用后、利用者の責において消去・処分するものとする。

(許可の取消し)

第7条 課長は、利用者が虚偽の申請により許可を受けたとき、又はこの運用に違反したときは、貸与を中止し、若しくは貸与した作品の返還を求めることができる。

(費用の負担)

第8条 作品の貸与は、無償とする。ただし、データの場合は貸与に要する媒体その他の費用は、利用者の負担とする。

(所管)

第9条 作品の取り扱いに関する事務は、香川県農政水産部農村整備課が行う。